

薬価算定の基準に関する意見

平成27年10月28日

薬価算定組織

委員長 清野 精彦

複数の単剤の組合せを比較薬とした場合の薬価算定のあり方について

複数の類似薬の組合せを比較薬とした場合、効能効果または用法用量等の違いにより実際に临床上使用されない組合せになることがあり、特にそれぞれの類似薬の投与期間が異なるケースにおいては、当該類似薬を比較薬とした薬価算定の妥当性に疑義が生じる場合がある。

- 临床上併用されない単剤を組み合わせて比較薬として配合剤を算定する場合は、それぞれの単剤の1日薬価を足し合わせた額を当該配合剤の1日薬価の上限とする。(抗HIV薬を除く。)この場合において、投与期間が既存治療より短くなる新薬については、必要に応じてその有用性を補正加算で考慮することとする。

以上